議案第６８号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償譲渡するものとする。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

名　　称	長崎地区多目的共同利用施設
所　在　地	上越市大潟区長崎 58 番地 1
区　　分	建物 1 棟
面　　積	261.78 ㎡
台　帳　価　格	8,022,143 円
譲渡の相手方	上越市大潟区長崎 58 番地 1 長崎町内会 町内会長　山田　幸作
譲　渡　の　条　件	譲受人は、当該施設の譲渡を受けた日から起算して 5 年間、集会所の用に供するものとする。
備　　考	上記のほか、附属物一切を含む。